

平成 22 年度第 16 回 税制調査会後の記者会見録

日 時：平成 22 年 12 月 3 日（金）18 時 52 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○記者

本日の税調の中で、税制改正の省庁要望について、2、3 点お聞きいたします。

大分査定の内容が変わりましたが、改めまして、この「A」から「D」などの項目の数字の内訳をお示しいただければと思うのですが。

○五十嵐財務副大臣

要するに枝番号といいますか、一つの項目の中で、あるものは「A」だけでも、あるものは「D」だとかいうものがありますので、項目数が増えています。そのことを、まず申し上げます。

1 次査定では 291 項目でしたが、2 次査定終了後、現時点では 320 項目です。そして、1 次査定で幾ら、2 次査定で幾らと、これから申し上げます。

まず、「A」、これは 1 次査定で 76 が 2 次査定終了後 156 です。「B」、1 次査定で 20 が 2 次査定ゼロです。決着をつけました。そして、「C」、かなり見直しが必要だけでも、それをやれば OK という「C」は、1 次査定で 37 でしたが、これもゼロです。つまり、何らかの条件を付けて「A」に吸収されました。それから、「D」について、1 次査定では 58 でした。2 次査定では 17 です。このうち、議論が残っていて、両方とも対立したまま残っている「D」が 3、そして、「D」のままだけでも、もうこれで決着というものが 14 です。それから、「E」、これは制度が不鮮明、不明確のため判断し難いというものでしたが、1 次査定 19 が 2 次査定は 1 です。次に「F」、要求官庁が下りたものですが、1 次査定で 21 でしたが、2 次査定で 39 です。「D」に線が引かれているものと「F」はどう違うかという、下りていないけれども仕方がない、そのまま変わっていないということだと思います。「G」、1 次査定で 11 でしたが、2 次査定では 18。これは将来の検討事項というものです。そして、「P」、現時点でまだ決着がついていないというものでございますが、1 次査定で 7 が 2 次査定で 11 です。そして、「ー（バー）」、主要事項、これは関連する主要事項はすべて後にある意味では送りましたので、1 次査定 42 が 2 次査定で 78 と増えております。合計 291 が 320 でございます。

○記者

先ほど「D」の中で、まだ議論が残っているものが 3 とありますが、改めまして確認の上で、この 3 項目についてお示しいただけますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

郵政の消費税についての 2 件とイスラム。

○記者

かなり「A」などで精査されてきたと思いますが、今年の各省要望は、租特の見直しが昨年から引き続き行われておりまして、長期にわたるものなど、大分見直されてきたのかと思うのですが、おおよそ見えてきた中で、今年の各省要望を見て、現段階でどのように副大臣、政務官で受け止められているのか、改めてお聞かせ願えますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

要するに、かなり基本的な方針というものを打ち出させていただきました。これは、これまでの民主党の政府税調の御努力の結果を受けて、「ふるい」とか、そういう基準ができてきたことによるものだと思います。

したがって、それが周知徹底されるにつれて、今までどおり要求してきた要求官庁も見直しをしなければいけないのかと、思っていただいて、縮減という方向性、定性的な改革については、かなり御理解を頂いた。そして、その結果として、見直しをした上で、単純延長ではなくて、延長というものが増えたというふうに考えております。これは悪くない方向だと思っております。

○尾立財務大臣政務官

残念なのは、租税透明化法案というのが通って、その結果が出てくるまでに時間がありますので、それが出てくると更に見直しは加速するのではないかと、そういう感触を交渉過程で持ちました。

○記者

「P」扱いになったもの、また、最終的に各省要望の確定というものにつきましては、今後、どのように取り計らっていくお考えでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

これは、主要事項の中でしっかりと議論をしていきたい。もう国会も閉会をいたしましたので、時間が比較的取りやすいということもあるでしょうから、少し税調の時間帯も、今までのような時間帯より少し早めて、しっかりと議論をしていきたいと思っていますし、並行して、まだ残っている項目、これは主要事項以外のことでも、精力的に詰めていきたいと考えております。

○記者

来週くらいには、大体「D」や「P」になっているものも確定させていくということで、よろしいでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

できれば、そうしたいと思っています。

○記者

資産課税で1点あります。税率構造の見直しについての考え方が提示されましたけれども、余り議論がなかったという感じもいたします。

大まかに「A」、「B」と、更に「A」と「B」よりもやや緩和された「A'」、「B'」

という考え方が示されました。副大臣、政務官は、現時点で、この4つの考え方の中で、やはり今後見直していく上で候補となる、中心となる考え方のもはどのようなものかというのがありましたら、お聞かせ願えますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

今日初めて提示をしたものですから、まだこれから各委員の皆様が持ち帰られて検討されるのだらうと思います。やはり、その意見を伺って収れんさせていきたいと思っていますので、現時点で私の方から推奨株を勧めるわけにはいかないと思っています。

○記者

今回の2次査定で、先ほど峰崎先生からもお話がありましたが、肉用牛の免税で、縮減の上3年延長で「A」判定が出ているのですが、この縮減の具体的な中身というものは、今、公表できるのでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

先ほども私の方から申し上げましたように、見直しの方向としては縮減ということなので、頭数制限と価格制限というこの二つを基本に、そのコンビネーションになるかは分かりませんが、そういう方向で考えていきたいと思っています。

今、上限が2,000頭ということになっています。その2,000頭を縮減していく方向で、例えば牛によって、種類によって100万円と50万円の免税の価格があるのですが、その調整ということになると思います。

○記者

当初、党のPTの方でも廃止というような考え方もあったのですが、それを3年延長する理由についてもう一度お聞かせ願えればと思います。

○尾立財務大臣政務官

党のPTで多くの議論を重ねた結果と、座長からもお話がございましたように、七万数千戸のこのような農業を営んでいらっしゃる方がいらっしゃる中で、やはり激変緩和というものもありますでしょうし、またタイミング的なものもあって、口蹄疫等々の発生もあって、そういういろいろな政策的な配慮があった提言を重く受け止めて見直しの方向を打ち出したところです。

○記者

相続税について伺いたいのですが、この最高税率を上げた場合の額は6億円以上の方が対象だと思うのですが、そもそも、年間に大体どのくらいの方がいらっしゃるものなのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

相続税ばかりは、特に高額のものには年によって違うのではないのでしょうか。なかなか推定し難いところだと思います。

○記者

前回、基礎控除の縮小という案も出されていると思いますが、あくまでも基礎控除の方と、この税率の見直し、両方をやるという考え方なのかどうかというところを確認させてください。

○尾立財務大臣政務官

昨年の税制調査会の大綱では、その二つを指摘されておりますので、基礎控除と税率という両方であると思っております。

○記者

影響額というものは、単純に前回出ていた試算と足した数字ということでもいいのですか。

○五十嵐財務副大臣

先ほど言いましたように、まだ精査できておりませんし、どのケースを選ぶかによって、あるいはそれに修正が加わる可能性もありますので、少し現時点ではお答えしづらいです。

○記者

今日の議題ではないのですが、今日の午前中に、番号制度について副大臣級の検討会で方向性を出されたと思えます。改めて、所得再分配と言っている中で、この番号制度の意味と、今後、給付付き税額控除まで含めた道筋について副大臣のお考えをお聞かせください。

○五十嵐財務副大臣

所得については、例えば金融所得は金融所得として統一的なものであるべきですし、また、総合課税という考え方がございます。あるいは、給付付き税額控除をやる上でも所得の把握が避けられないわけですから、それに番号制度が資するであろうということは容易に想像されますので、番号制度をまずきちんと組み立てていくということが必要であると思っております。

○尾立財務大臣政務官

先ほどの相続税の質問で、少し概略の数字をお伝えしますと、相続税の調査は、課税遺産総額で、課税価額でデータを取っておりますもので、法定相続人一人ひとりでは取っていないのです。ですから、法定相続分で6億円を超える方はどのぐらいかといいますと、粗っぽい計算ですけれども、大体1～2%、相続税を納めていただいている方の1～2%が、そのうち配偶者の分ですから、そのまた2分の1とか3分の1とかという、そのような程度です。

○記者

証券優遇税制ですが、改めて判断を変えた理由と、あと、国民新党がかなりこだわっていて、党首会談もという話でしたが、その辺りも含めてお願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

これは、最初から争点の一つだろうと思っていましたので、最初から「P」でもよ

かったと実は思っているのですが、昨年も税制改正大綱で指摘をされておりますし、決着をしていたということもありますので、姿勢として「D」ということからスタートするというのも、それはまた正しい考え方だと思います。

ただ、これだけ争点になってきていますから、これは「P」と、現時点で素直にしたということだけで、気持ちとしては余り変わっていない。「P」であり「D」であるということです。

○記者

事業税で、社会保険診療報酬に係る非課税の措置と、もう一つ軽減措置ですけれども、これは22年度税制改正大綱で結論を得るとされていたのですが、今回、先送りになった理由を教えてください。

○鈴木総務副大臣

先ほども御答弁をさせていただいたのですが、一つには来年が、いわゆる制度改正の年であるということがあります。もちろん、昨年来からずっと議論されてきたことも踏まえて、また党税調からの動き等も踏まえて、総合的に判断させていただいて、来年きちっとした形で検討をしていこうと。来年までに検討していこうという結論を見たということでもあります。

○記者

軽減措置の方ですけれども、こちらは対象の法人を絞り込んだ方がいいのではないかということが、総務省から厚労省に提案があったと思うのですが、その辺りの交渉が決裂したところは、どういう理由でしょうか。

○鈴木総務副大臣

基本的には、現状そういう流れできておりますので、今回は来年度までにきちっと検討していこうという一連の流れの中で、そこも24年度とさせてもらったということです。

○記者

細かいところで恐縮ですけれども、話題のトン税が「D」から「G」になったというのは何か理由があるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

非常に要求が活発にあったと。しかし、まだ前回の導入から2年しか経っていない。そして、必ずそれが日本船籍の増加、日本船員の増加に結び付くというデータ等なりの裏づけが得られていないということで、ちゃんと理論構成をして、数字的な裏づけ等、計画等を持ってきていただいて、それで改めて審議しましょうということで、希望を完全に失わせてはいけないので「G」でございます。

○記者

細かいところで恐縮ですけれども、研究開発税制のところ、1次査定の際に括弧書きで、法人実効税率の引下げの財源として議論ということが書かれていたと思うの

ですが、今回の査定ではそこが書き込まれていない理由について教えていただければと思います。

○五十嵐財務副大臣

同じです。今回、「－（バー）」の部分が増えているのは、法人実効税率の関係のものがみんな「－（バー）」にしてある。それだけではないのですが、それもございますので、法人実効税率の論議の行方に大きく影響されるということではなっているわけで、別に研究開発税制について、新たな判断が加わったということではなくて、全く同じ事情でございます。

○記者

今後の進め方についての質問ですが、2次査定で一通りは終わったと思うのですが、今なお紛糾しているものについて、基本的に来週は大玉、ここでは大玉のことしかやらないのかということと、引き続き副大臣級でやるのか、それとも個別の要望についても閣僚級を想定しているのかについて教えてください。

○五十嵐財務副大臣

大玉選定はもう既に終わっていると思いますので、ここでは基本的には大玉しかやりません。あと残っていることについては、随時調整でやっていくということですが、それがどのレベルでやるかは決まっておりません。事務方で済むこともあるでしょうし、もう一度政務官にお出ましをいただくこともあるかもしれません。場合によっては私かもしれませんが、大臣まで上がることはないと思っています。

[閉会]